

業務指示書

インドネシア国小水力IPP事業への民間投資促進にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年9月10日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年9月16日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の同員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水力発電における電力開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／電力開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水力発電事業の開発・実施に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水力発電技術】

- 1) 類似業務の経験：水力発電施設の計画・設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済財務分析／民間投資促進】

- 1) 類似業務の経験：IPP事業の投融资に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年9月19日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、「エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(IDR1 = 0.00881 円 , US\$1 = 102.39 円 , EUR1 = 137.18 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/電力開発
水力発電技術
経済財務分析/民間投資促進

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.44 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年10月6日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
インドネシア国小水力IPP事業への民間投資促進にかかる情報収集・確認調査

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 12.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 6.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 | (30.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括／電力開発 | (30.00) | (12.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 12.00 | 5.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | 1.00 |
| ウ) 語学力 | 5.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 6.00 | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 4.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (12.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 5.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 1.00 |
| ク) 語学力 | - | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 2.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (6.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | - | 6.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 水力発電技術 | (15.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 7.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 3.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： 経済財務分析／民間投資促進 | (15.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | 5.00 | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

インドネシア政府は年率約8%で急速に成長している電力需要に迅速に対応することを企図し、第1次クラッシュプログラム、第2次クラッシュプログラム¹を打ち出し、新規電源開発を進めてきている。国営電力公社(PLN)による「電力供給総合計画」(RUPTL 2012-2021)では、2021年までに電力設備容量を57,250MW増設することとしており、再生可能エネルギーによる12,748MW増設のうち、575MW(うち489MWを独立系発電事業者(IPP:Independent Power Producer)にて実施)について小水力発電施設の開発を想定している。加えて、インドネシア政府として、10MW以下の再生可能エネルギーによる発電事業に対して固定価格買取(FIT)制度を導入するなど、小規模ながら初期投資が比較的少額かつ短期間での開発が可能な小水力発電等の導入を政策的に促進している。

かかる状況下、小水力IPPにかかる事業提案が大幅に増加している一方で、新規電源開発が順調に進んでいない。その要因として、①主に発電施設の設計段階における民間事業者の技術的未熟、②長期かつノンリコースまたはリミテッドリコース²による現地通貨建て融資の不在が挙げられる。他方で、小水力発電を含む再生可能エネルギー事業は、インドネシア国内法上、煩雑な事業権入札プロセスが不要であること、FIT制度のもと一定程度の事業採算が確保されることから、事業投資及び機器納入の双方の観点で高い技術力を有する日本企業の関心が高い分野である。

我が国政府は「対インドネシア共和国 国別援助方針」(2012年4月)において、援助重点分野として「不均衡の是正と安全な社会造りへの支援」を掲げており、中でも「地方開発・拠点都市圏整備」を協力プログラムの一つとして位置づけ、特に地方電力・資源開発を進めることとしている。JICAにおいても、民間提案型の事業化調査制度や民間企業・事業に対する海外投融資等、小水力発電を含む、途上国での再生可能エネルギー事業を支援する枠組みが整備されており、対インドネシア共和国 JICA 国別分析ペーパーでは「電力の安定供給・信頼度向上」及び「地球環境負荷の軽減」を重点課題と位置づけ、同国の電力セクターに対し、円借款を通じ累計117件(承諾額9,100億円)、技術協力においては地熱開発、省エネルギー政策等を支援している。

¹ インドネシア政府が推進する大規模な電源開発計画。2006～2009年の第一次クラッシュプログラムは石炭火力発電により、2010～2014年の第二次クラッシュプログラムは再生可能エネルギーにより合計約2万MWの新規電源開発を目指すもの。

² 融資返済原資が主として特定の事業から生み出されるキャッシュフローに限定され、事業を実施する親会社等からの債務保証を求めない融資形態。

本業務は、日本企業が有する技術の活用、海外投融資による支援を通じて、民間企業による新規電源開発の促進・普及においてボトルネックとなっている技術面や金融面の課題を抽出し、事業化のための方策を検討することを目的とする。

2. 調査の概要

(1) 目的

インドネシアにおける小水力IPP事業の推進を図るため、同セクターの概況、個別事業の概要や進捗状況、日系企業・金融機関の動向等を調査し、日本企業による事業参画かつJICA海外投融資によるファイナンス支援に適した案件リストを策定し、事業化に向けた方策を検討することを目的とする。

(2) 調査対象地域

インドネシア スマトラ島およびスラウェシ島

(3) 調査対象分野

インドネシアにおける小水力発電セクター

(4) 関連機関

- ・ インドネシア政府エネルギー鉱物資源省 (MEMR)
- ・ 国営電力公社 (PLN)

3. 業務の範囲

本業務は、「2. 調査の概要 (1) 目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 実施方針

技術面や金融面の課題により新規電源開発が順調に進んでいないインドネシアの小水力発電セクターを対象として、日本企業が有する技術の活用、JICA海外投融資による支援により、民間企業による新規電源開発の促進・普及を目的として情報の収集・分析、およびインドネシア政府関係者や事業提案企業等との調整を行う。

(2) 留意事項

- ① 本調査は、MEMR および PLN から提供される小水力 IPP 候補案件にかかる情報を得て実施することが前提となっていることから、MEMR・PLN から案件情報を入手後、その後の調査方針 (事業提案企業へのコンタクト方法や案件・企業のスクリーニング、調査対象地域の設定等) については JICA

と事前に協議を行うこと。

- ② 小水力発電セクター・関連法制度の確認にあたっては、既存の調査や文献を最大限活用することにより、業務の効率化を図ること。
- ③ 日本企業による事業参画の可能性・手法の検討にあたっては、ヒアリング対象とする日本企業についてリストアップしたうえで、実際にコンタクトする前に JICA と事前に協議を行うこと。また、地場金融機関や先進国・アジア諸国の金融機関の出融資動向について情報を収集する際においても、上記同様、JICA と事前にコンタクト先について協議を行うこと。
- ④ 本業務の実施を通じて得られる情報、特に MEMR・PLN より提供される事業提案者や個別案件にかかる情報およびこれを基に作成されるポテンシャル案件リスト、日本企業よりヒアリングする事業参画にかかる可能性や手法にかかる情報、金融機関より入手する融資動向・方針にかかる情報については秘匿性の高い情報であるため、調査中および調査後に至るまで、かかる情報が漏洩されることがないように、厳重な情報管理を行うこと。

5. 業務の内容

(1) 小水力発電セクター・関連法制度の確認

① インドネシアにおける小水力発電セクターの概況

電力需給状況・発電施設の開発状況・ポテンシャルの確認、インドネシア政府の政策・制度・方針（電源開発計画、電力料金、予算・財源、投資促進・民活等）の概観、地場企業・二国間ドナー・国際機関等による支援状況について情報を整理する。

② 小水力発電事業にかかる民間参画促進策の状況

FIT 制度の内容および事業関連許認可の概要・取得プロセスの整理、優遇税制等の FIT 制度を除く民間参画促進策の確認を行い、民間企業による事業参画をさらに推進するために必要となるアイデアを提案する。

(2) 日本企業による事業参画の可能性・手法の検討

① 投資（出資）による事業参画

日本企業が出資参画するために必要な事業の技術的・財務的条件を、民間企業や小水力利用推進協議会等の関係団体へのヒアリング、過去の類似案件への投資実績等の確認を通じて整理する。

② 機器等のサプライヤーとしての事業参画

日本企業がサプライヤーとして機器を納入するために必要な事業の技術的・財務的条件を、民間企業へのヒアリングや過去の類似案件への納入実績等の確認を通じて整理する。

(3) 事業推進が必要な小水力発電案件の抽出・特定

① 個別案件情報の収集

MEMR・PLN より事業開発関連の許認可を取得済ながら事業化に至っていない事業提案企業の情報を入手のうえ、かかる企業との協議を実施、案件・企業のスクリーニング（スクリーニングのクライテリアは事前に設定）に必要な情報の入手のうえ、事業化に向けたボトルネック、日本企業・JICA 海外投融資との連携可能性について確認・検討を行う。なお、調査対象とする案件所在地については、MEMR・PLN との協議や入手可能な事業提案企業にかかる情報に基づき決定する（現時点ではスマトラ島・スラウェシ島を想定）。

② ポテンシャル案件リストの作成

事業提案企業より入手した情報をもとに、日本企業による事業参画（出資または機器納入）かつ JICA 海外投融資によるファイナンス支援に適した案件のスクリーニングを行い、リストアップされた各案件について事業化に向けて必要となる簡易アクションプランを策定する（現時点では 15-20 件程度の案件をリストアップすることを想定）。

(4) JICA 海外投融資による取組み方法・支援策等の検討

① 事業提案企業が異なる複数案件に対する包括支援の方策

異なる事業提案企業が実施予定の各個別案件について、ファンドへの出資等の金融的手法により、複数案件を対象に JICA が包括的に支援するためのファイナンススキームを検討する。

② 単一事業者が複数案件を実施する取組みに対する支援方策

上記①の事業提案企業が異なる複数案件への支援ではなく、単一の事業者が複数案件を束ねて実施する取組みに対して JICA が支援するための施策を検討する。

③ 上記に関して、地場金融機関（SMI・IIF を含む）や先進国（日本を含む）・アジア諸国（タイ・マレーシア・シンガポール・中国・韓国等）の金融機関（政府系・非政府系のインフラファンドを含む）等の動向について情報を収集する。

6. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。

(1) 調査報告書

- ① インセプション・レポート (IC/R)
 記載事項：調査実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制
 提出時期：調査開始時（2014年10月下旬）
 部数：和文5部、英文5部（簡易製本）
- ② インテリム・レポート (IT/R)
 記載事項：第1次現地作業の結果等
 提出時期：2014年12月下旬頃
 部数：和文5部、英文5部（簡易製本）
- ③ ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)
 記載事項：調査結果の全体成果等
 提出時期：2015年2月中旬頃
 部数：和文10部（簡易製本）
- ④ ファイナル・レポート (F/R)
 記載事項：調査結果の全体成果等。ドラフト・ファイナル・レポート提出後、JICA等から出されるコメントに基づき必要な加除修正を行ったもの。
 提出時期：2015年3月下旬
 部数：和文10部、英文10部及び報告書等のデータを収納したCD-ROM2枚

- ※ 1. 上記報告書等の仕様（印刷・製本および電子化の仕様）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（平成22年3月）」を参照すること。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf
- ※ 2. 調査報告書の著作権は、仮に調査費用の一部を提案法人が負担した場合も含め、全て機構に帰属する。
- ※ 3. 調査報告書には、トレードシークレット等が含まれ、報告書の公開が調査対象とした企業等に対して損害をもたらすと判断されることから、原則として非公開とする。但し、情報公開法等及びその趣旨を踏まえ、公開対象及び非公開部分で最終報告書の分冊を依頼する可能性もある。
- ※ 4. 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

（2）その他の提出物

業務報告書（コンサルタント業務従事月報）

調査業務報告書を四半期ごとに当該四半期に属する最後の月の翌月末日までに、JICA民間連携事業部に提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

本業務は2014年10月上旬より開始し、12月下旬までに第1次現地作業の結果を踏まえてインテリム・レポートを提出する。その後、2015年2月中旬を目途に第2次現地作業結果を取り纏めたドラフト・ファイナル・レポートを作成し、3月下旬までにファイナル・レポートを提出する。なお、派遣期間は目安であり、各人員の派遣期間、人月はプロポーザルで明記すること。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

総計約 15.85M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

団員の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合は、プロポーザルにその理由も含めて記載の上、提案する。その際に、下記に記載された格付け目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ・ 総括／電力開発 (2号)
- ・ 水力発電技術 (3号)
- ・ 水力土木技術
- ・ 経済財務分析／民間投資促進 (3号)
- ・ 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与内容

本調査はJICAの責任において実施するものであることから、調査対象国から特別な便宜供与を得られるものではないが、本調査実施にあたり、当該国のJICA事務所から主な調査対象期間へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼することにより、円滑な調査実施のための支援を行う。

4. 配布資料／貸与資料

特になし。

5. 安全管理

コンサルタントは現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)、JICA インドネシア事務所、在インドネシア国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA インドネシア事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA インドネシア事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上